

畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について

平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-2
一部改正 令和 元年 5月27日付け 元農畜機第1345号
一部改正 令和 2年 5月14日付け 2農畜機第 936号
一部改正 令和 3年 3月31日付け 2農畜機第7454号-2

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域のうち、一又は二以上の都道府県の区域（以下「算出区域」という。）ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法については、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

1 標準的販売価格

機構は、次の（1）及び（2）により算定した価格を用いて、交付要綱別表2に定める品種の区分（以下「品種の区分」という。）ごとに当該月の肉用牛1頭当たりの標準的販売価格（以下「標準的販売価格」という。）を算出するものとする。

なお、標準的販売価格の算出に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

（1）主産物価格

ア 使用するデータ

算出区域から肉用牛が出荷された出荷市場（農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）から牛枝肉の取引価格が公表されている25か所の卸売市場をいう。以下同じ。）及び食肉センター等であって、機構が提供を受けた出荷市場及び食肉センター等における算出区域に係る牛枝肉取引データ（以下「枝肉取引データ」という。）とする。この場合において、品種の区分のうち、肉専用種にあ

っては黒毛和種去勢、交雑種にあっては交雑牛めす及び去勢、乳用種にあっては乳牛去勢の数値を用いるものとする。

また、交付要綱別表2に定める品種の区分のうち日本短角種（以下「特定品種区分」という。）ごとに標準的販売価格を算出する場合は、機構が提供を受けた出荷市場及び食肉センター等における算出区域に係る当該特定品種区分の牛枝肉取引データ（以下「当該特定品種区分枝肉取引データ」という。）とする。この場合において、当該特定品種区分にあっては去勢の数値を用いるものとする。

イ 算定方法

枝肉取引データにおける取引重量及び取引総価額から算定した当該月の枝肉取引価格の1キログラム当たりの加重平均卸売価格に枝肉取引データによる取引成立頭数及び取引重量から算定した当該月の1頭当たりの加重平均取引重量を乗じるものとする。

また、機構が特定品種区分ごとに標準的販売価格を算出する場合は、当該特定品種区分枝肉取引データによる取引重量及び取引総価額から算定した当該月の枝肉取引価格の1キログラム当たりの加重平均卸売価格に当該特定品種区分枝肉取引データによる取引成立頭数及び取引重量から算定した当該月の1頭当たりの加重平均取引重量を乗じるものとする。

なお、機構は、必要に応じ、算定に当たって算出区域の実情等を考慮できるものとする。

(2) 副産物価格

交付要綱第4の6の(2)のイによるものとする。ただし、機構が特定品種区分ごとに標準的販売価格を算出する場合は、当該特定品種区分の肉用牛としての特徴を考慮するものとする。

2 標準的生産費

機構は、次の(1)から(4)までにより算定した費用を用いて品種の区分ごとに当該月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費（以下「標準的生産費」という。）を算出するものとする。

なお、標準的生産費の算出に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

(1) もと畜費

ア 使用するデータ

算出区域の都道府県（以下「算出区域県」という。）の生産者が、もと畜を導入している家畜市場（以下「導入市場」という。）に係る機構が公表する肉用子牛取引情報に掲載されている家畜市場において182日齢から365日齢までの間に取引された肉用子牛の取引頭数及び平均価格とする。この場合において、品種の区分のうち、肉専用種にあつては黒毛和種の雄、交雑種にあつては交雑種・乳の合計、乳用種にあつてはホルスタイン種の雄のデータを用いるものとする。

また、機構が特定品種区分ごとに標準的生産費を算出する場合は、導入市場に係る機構が公表する肉用子牛取引情報に掲載されている家畜市場において182日齢から365日齢までの間に取引された肉用子牛の取引頭数及び平均価格とする。この場合において、当該特定品種区分にあつては雄のデータを用いるものとする。

なお、必要に応じて、農協等における算出区域県に係る相対取引データ等を使用することができるものとする。

イ 算定方法

各導入市場の四半期ごとの取引頭数及び平均価格を乗じて得た数値の合計値を全導入市場の四半期ごとの取引頭数の合計値で除して得た額により算定するものとする。

また、機構が特定品種区分ごとに標準的生産費を算出する場合は、当該特定品種区分の肉用牛としての特徴を考慮するものとする。

なお、各導入市場の取引頭数については、当該導入市場の算定の対象となる年度に係るもと畜の導入時期における取引頭数のうち算出区域県の取引頭数が占める割合により調整するものとする。

(2) と畜に係る経費

交付要綱第4の6の(3)のウによるものとする。

(3) 家族労働費

統計部が公表する全国農業地域区分の肉用牛生産費（品種の区分のうち、肉専用種にあつては去勢若齢肥育牛生産費、交雑種にあつては交雑種肥育牛生産費、乳用種にあつては乳用雄肥育牛生産費をいう。以下同じ。）を基本に算定した額とする。

また、機構が特定品種区分ごとに標準的生産費を算出する場合は、肉専用種の肉用牛生産費により算定した額とし、当該特定品種区分の肉用牛としての特徴を考慮するものとする。

(4) その他の費用

交付要綱第4の6の(3)のイによるものとする。ただし、機構が

特定品種区分ごとに標準的生産費を算出する場合は、当該特定品種区分の肉用牛としての特徴を考慮するものとする。

附 則

この規程は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（令和元年5月27日付け元農畜機第1345号）

- 1 この規程の改正は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日以後の期間に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出について適用する。
- 2 改正後の「畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について」（平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-2）の1の（1）のアに定める出荷市場における算出区域県に係る牛枝肉取引データの独立行政法人農畜産業振興機構への提供が困難な算出区域県に係る主産物価格の算定については、当分の間、改正前の「畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について」の1の（1）の規定によるものとする。

附 則（令和2年5月14日付け2農畜機第936号）

この規程の改正は、令和2年5月14日から施行し、令和2年3月1日以後の期間に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出について適用する。

附 則（令和3年3月31日付け2農畜機第7454号-2）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後の期間に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出について適用する。